

古賀市と福岡工業大学との
仮名加工情報を用いたデータサイエンスに関する連携協定書

古賀市（以下「甲」という。）と福岡工業大学（以下「乙」という。）は、以下のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙のそれぞれが有する人的・物的資源を有効に活用して、甲が保有する仮名加工情報を分析することにより、あらたな知見や因果関係を発見し、もって市民サービスの向上及び社会課題の解決を図る（以下「連携事項」という。）ことを目的とする。

（内容）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項に取り組むものとする。

- (1) 甲は、保有する個人情報等を仮名加工情報に加工し、乙に提供する。
- (2) 乙は、データサイエンス的手法等により甲より提供されたデータ（仮名加工情報等）を分析し、その結果を甲にフィードバックする。
- 2 甲及び乙は、連携事項を円滑かつ効果的に実施するため、定期的に協議を行うものとする。
- 3 連携事項に関わる具体的な実施内容（分析を行う分野の決定等）については、甲乙合意の上決定し、別途委託契約を締結するものとする。

（役割）

第3条 甲は、連携事項の実施における基本的な役割として以下各号の事項を履行する。

- (1) 個人情報の仮名加工情報への加工
- (2) 仮名加工情報の乙への提供
- (3) 組織内調整

2 乙は、連携事項の実施における基本的な役割として以下各号の事項を履行する。

- (1) データ加工や非構造化データの取り扱いについての助言
- (2) データの分析
- (3) 分析結果の甲へのフィードバック

（知的財産権）

第4条 甲または乙いずれかの当事者において、連携事項に関する発明、考案または意匠の創作（以下「発明等」という。）を新たに行った場合、その権利の扱いは以下の通りとする。

- (1) 発明等がいずれかの当事者の単独でなされたときは当該当事者の単独所有とし、出願および権利の保全に関する費用等は当該当事者の自己負担とする。

- (2) 発明等が共同でなされたときは発明等に寄与した当事者の共有とし、出願および権利の保全に関する費用等は当事者間で按分して負担するものとする。
- (3) 発明等が単独のものか共同のものか疑義を生じたときは、関係する当事者間で誠意をもって協議し、その帰属を決定する。

(守秘義務)

第5条 乙は、仮名加工情報を取り扱う者の一覧を、書面または電磁的方法（以下「書面等」という。）により甲に提出するものとする。

- 2 乙は、仮名加工情報を、甲の事前の書面等による承認を得ずに第三者に開示してはならず、また本協定の履行以外の目的に使用してはならない。
- 3 乙は、本協定が終了した後も、前項に定める秘密保持の責務を負うものとする。
- 4 乙は、本協定が終了したときまたは甲の求めがあったときは、甲の選択に従い、直ちに仮名加工情報（複製物を含む）を甲に返却し、または乙の責任において第三者に漏洩しないよう適切な措置を講じた上で破棄または消去しなければならない。ただし、仮名加工情報により得られたAIモデルについては、この限りではない。

(研究発表等)

第6条 乙は、データ分析により得られた結果を研究発表等で公表することができる。

- 2 研究発表等で使用することができるデータは分析結果に限るものとし、仮名加工情報そのものは使用してはならない。ただし、甲の事前の書面等による承認を得た場合を除く。

(分析結果の利用)

第7条 甲は、乙からフィードバックのあった分析結果を、直接的または間接的に利用及び提供することができる。

- 2 甲は、分析結果の利用に起因または関連して第三者との間で紛争、クレームまたは請求が生じた場合、甲の費用と責任で解決するものとする。また、甲は乙に対して、損害賠償等を請求することはできない。

(協定内容の変更)

第8条 甲又は乙のいずれかが、本協定の内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

(非拘束)

第9条 甲及び乙は、本協定上の義務に反しない限り、本協定の締結により乙が第三者との間で連携事項の検討と同種の検討を行うことを妨げるものではない。

(有効期間)

第10条 本協定の有効期間は、締結日から令和8年3月31日までとする。ただし、協定期間満了の1か月前までに、甲乙いずれかからも更新しない旨の通知がない場合は、同一条件で1年間更新されるものとし、その後も同様とする。

(裁判管轄)

第11条 本協定に関する紛争は、福岡地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(協議)

第12条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関し疑義等が生じた場合は、甲乙協議の上、決定するものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名の上、各自その1通を保有するものとする。

令和4年11月7日

甲 福岡県古賀市駅東一丁目1番1号
古賀市

市長 田辺 一城

乙 福岡県福岡市東区和白東三丁目30番1号
福岡工業大学

学長 下村 輝夫